

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	13 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	21 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	15 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から47年3月まで
② 昭和47年4月から48年3月まで

20歳になったことを機に、母が、私の代わりに国民年金の加入手続きを行い、昭和52年3月に就職するまで、国民年金保険料を納付してくれていた。

また、母は、弟の保険料についても、私と同様に、弟が20歳になった昭和47年4月から、納付していたはずである。

このため、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②は比較的短期間であり、申立人は、申立期間②の直後からの国民年金保険料をすべて納付している上、申立人が国民年金に加入した時期は、直前の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、昭和47年12月ころと考えられ、この時点では申立期間②の保険料については現年度納付が可能であったことから、申立期間②の国民年金保険料を納付しなかったとは考え難い。

また、申立人は、申立人の母が、申立人の弟の保険料と一緒に納付していたと主張しており、事実、申立人の弟に係る申立期間②の保険料については納付済みとなっていることから、申立人の保険料を納付したものと考えるのが自然である。

2 一方、申立人は、昭和45年4月に、申立人の母が、国民年金の加入手続きを行い、両申立期間の保険料を納付したと主張しているが、申立期間①

については、申立人が学生であることから任意加入期間であり、制度的にさかのぼって保険料を納付することはできない。

また、申立人自身は国民年金の手續に直接関与していないため、申立期間①当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間①の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月

学生も国民年金に加入することになったことから、母が、A区役所において加入手続を行い、同区役所において国民年金保険料を納付していた。

領収書等は処分して現在は持っていないが、申立期間の保険料については、納付しているはずである。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間である。

また、オンライン記録により、申立人は、申立期間を除く国民年金被保険者期間については、納付期限ごとに保険料を納付していることが確認でき、申立人及び申立人の弟の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の母が、申立人の弟の保険料を納付し、申立人の申立期間に係る保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

さらに、オンライン記録により、申立期間に係る過年度保険料の納付書が時効前の平成6年12月6日に作成されたことが確認できるが、この時点では、申立人の母は、申立人の弟の現年度保険料を納付していた期間であり、申立人の住民登録も同じであることから、過年度保険料の納付書が郵送されたとすれば、申立人の申立期間の過年度保険料を納付したものと考えるのが自然である。

加えて、オンライン記録により、申立人の弟は、申立期間の保険料をすべて納付している上、国民年金から公立学校共済組合への切替直前の平成9年3月の保険料を同年4月30日に納付していることが確認できることから、申立人及び申立人の弟の国民年金の手続を行い、保険料を納付していたとす

るその母は、年金に対する意識が高かったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

茨城国民年金 事案 1018

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年1月から同年3月まで

申立期間の国民年金保険料が未納となることが判明したことから、A市役所（現在は、B市役所）またはC社会保険事務所（当時）において、まとめて納付した。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である。

また、申立人は、昭和56年11月以降については、申立期間を除き、国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

さらに、昭和60年1月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、過年度納付又は追納されている事実が確認できることから、申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月から同年 3 月まで

昭和 51 年 1 月に A 町（現在は、B 市）に転居してきた際に、A 町役場（現在は、B 市役所）において、国民年金の加入手続を行い、同年 1 月から同年 3 月までの夫婦二人分の国民年金保険料を納付した。その後の保険料については、納税組合を通じて納付していた。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く、国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人は、昭和 51 年 1 月 5 日に A 町に転入し、同月 12 日付けで国民年金に任意加入していることが、A 町が保管する国民年金被保険者名簿により確認でき、この時点で、申立期間の保険料を納付することは可能であった。

さらに、国民年金被保険者名簿により、申立期間直後の昭和 51 年 4 月から 56 年 3 月までの夫婦二人分の保険料を現年度納付していることが確認できることから、申立人の納付意識が高かったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から同年3月まで
昭和51年1月に会社を辞め、A町（現在は、B市）に転居してきた時に、妻が、A町役場（現在は、B市役所）で国民年金の加入手続きを行い、納税組合に入るまで、同役場において夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人が国民年金に加入した時期は、払出簿検索システムの写しから、昭和51年2月6日以降と考えられる上、A町が保管する国民年金被保険者名簿により、申立期間直後の期間の保険料について、同じ日に夫婦二人分を現年度納付していることが確認できることから、申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B工場（以下、「B工場」という。）における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和20年5月1日）及び資格取得日（昭和21年4月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を40円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和20年5月1日から21年4月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和20年4月10日から25年9月1日までの期間のうち、20年5月1日から21年4月1日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、昭和20年4月に、C学校に入学し、同時にB工場に入社した。その後、D学校の編入試験に合格し、昭和20年5月に、同校（昭和20年9月にD学校を含む三校が統合（以下、「E学校」という。なお、統合前については「D学校」という。）、同年12月に「F学校」と改称した。）へ転校した。

申立期間当時は、空襲や終戦があったりと混乱した時期ではあったが、昭和25年9月1日に退職するまで、継続してA社に勤務していたことは間違いない。

このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社Gグループから提出されたB工場の「退職者名簿」により、申立人は、昭和20年4月10日にB工場に入社し、25年9月20日に同社を退社していることが確認できる。

また、申立期間当時、A社に勤務していた同僚35人のうち、存命中で連絡先が判明した20人に照会したところ、13人から回答が得られ、そのうち

8人の供述から、申立人は、当時、D学校に在籍していたこと、また、4人の供述から、申立人は、当時、B工場に勤務していたことが推認できる。

さらに、A社Gグループから提出された「学籍簿」等から、申立人は、昭和20年5月7日にD学校H科に入学したこと、同年9月26日にE学校H科へ入学したこと、23年4月1日に同校H科を卒業したこと及び24年3月20日に同校I科を修了したことが確認できる。

加えて、A社Gグループは、「当時の厚生年金保険の加入及び喪失における当社の取扱いについては不明であるものの、各工場に設置されていた学校の生徒であれば臨時社員ではなく正社員であり、正社員は社会保険に加入すべき従業員であった。」旨のほか、「申立人の厚生年金保険料控除の事実が分かる資料は残存しないものの、当社に残存している退職者名簿及び学籍簿から、申立人は、申立期間当時、D学校及びE学校の生徒であり、B工場において正社員としての勤務実態が確認できることから、厚生年金保険に加入し、給与から社会保険料を控除していたと思われる。」と供述している。

また、上記回答が得られた同僚13人のうち、10人については、申立期間当時、B工場及び日立工場における厚生年金保険被保険者資格を有していることが確認できるところ、加入記録が無い3人のうち1人は、「自身は、D学校を昭和20年8月ころにいったん退学し、同年12月にF学校へ再入学した。」と供述しており、また、2人は、「自身は、昭和20年8月にD学校を退学した。」と供述している。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳から、申立人が、昭和20年5月1日付けでB工場における被保険者資格を喪失（原因：転勤）し、21年4月1日付けで同社における被保険者資格を取得していることが確認できるものの、上記回答が得られた同僚13人のうち、申立人と同じくC学校からD学校へ転校した同僚2人に係る同台帳では、当該同僚2人は、20年5月1日付けでB工場における被保険者資格を喪失（原因：転勤）し、同日付けで同社における被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人については、B工場が20年5月1日に被保険者資格取得する手続を失念したと考えることが妥当である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、B工場に勤務し、B工場における厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同年代の同僚のB工場における申立期間の厚生年金保険被保険者台帳から、40円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、

事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 20 年 5 月から 21 年 3 月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、A社C事業所）における資格取得日に係る記録を昭和43年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月21日から同年6月3日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B工場における厚生年金保険の被保険者資格取得日が昭和43年6月3日である旨の回答を受けた。

私は、昭和43年5月21日付けでA社B工場への異動の発令を受けており、一緒に同社B工場へ異動した同僚は、同日付けで被保険者資格を取得しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社C事業所発行の「証明書」により、申立人は、昭和43年3月4日から平成16年5月20日まで、D社E事業所及びA社C事業所に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社C事業所に照会したところ、申立人から提出された「証明書」は同社が発行したものである旨のほか、申立人は、昭和43年5月21日付けでD社E事業所からA社B工場へ転属しているため、本来、同日付けで被保険者資格を取得すべきところ、当時の社会保険事務担当者が誤って、社会保険事務所に同年6月3日付けで被保険者資格を取得した旨の届出を行ったと思われる旨の回答が得られた。

さらに、A社B工場から、申立人の給与から申立期間に係る厚生年金保険料を控除していたと思われる旨の回答が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間において、A社B工場に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B工場における昭和43年6月のオンライン記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から、申立期間当時、申立人の被保険者資格の届出を提出する際に誤りがあったとする旨の回答が得られたことから、事業主は、昭和43年6月3日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年5月の厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年10月11日から同年11月28日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和41年10月11日に、資格喪失日に係る記録を同年11月28日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年10月11日から同年11月28日まで
② 昭和44年10月1日から45年4月30日まで
③ 昭和48年11月1日から49年4月30日まで
④ 昭和62年11月1日から平成元年12月30日まで
⑤ 平成5年5月1日から6年5月20日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B営業所に勤務していた昭和41年10月11日から同年11月28日までの期間、D社E本社に勤務していた44年10月1日から45年4月30日までの期間、F社G営業所に勤務していた48年11月1日から49年4月30日までの期間、H社I本社に勤務していた62年11月1日から平成元年12月30日までの期間及びJ社に勤務していた5年5月1日から6年5月20日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

それぞれの事業所に勤務していたことは間違いないので、各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、C社から提出された「年金制度試算資料」により、申立人が昭和41年10月11日から同年11月28日まで同社に勤務していたことが確認できる。

また、C社に照会したところ、当該期間の従業員は、全員、社会保険に加

入していた旨の回答が得られた。

さらに、C社からは、申立人は、申立期間①中、厚生年金保険に加入し、厚生年金保険料の控除もされていたはずであるものの、当時、同社では、勤務期間の短い者については、必ずしも厚生年金保険の加入手続が行われていたわけではなかったため、申立人について、厚生年金保険に係る手続に漏れがあったとする旨の回答が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、A社B営業所に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人とほぼ同時期に入社した同僚のA社における当該期間のオンライン記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から、申立期間①当時、C社では、勤務期間の短い者については、必ずしも厚生年金保険の加入手続が行われていたわけではなかったため、申立人について、厚生年金保険に係る手続に漏れがあったとする旨の回答が得られたことから、事業主から社会保険事務所へ申立てどおりの被保険者資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和41年10月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、申立人がD社E本社に勤務していたことは、当時の同僚の証言から推認できる。

一方、D社に照会したところ、人事記録等はK社（D社のL部門の引受会社）に移管した旨の回答が得られたことから、同社に照会したものの、申立人に係る申立期間②当時の勤務状況及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について具体的な回答は得られなかった。

また、申立期間②当時、D社において社会保険事務を担当していた者に照会したところ、当時の資料には申立人の名前は確認できない旨の回答が得られた。

さらに、申立期間②当時、D社において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、存命中で連絡先が判明した10人に照会したところ、8人から回答が得られ、そのうちの1人からは、同社はM社を創立するため人材を募集し、入社した者は、D社において仮採用の形式で見習いとして仕事をした後、M社が創立すると同時に同社へ異動し採用された旨のほか、2人からは、当時、D社では臨時や見習期間があり、当該期間中、見習いとして入社した者は、社会保険には加入していなかったと思う旨の証言が得られた。

3 申立期間③について、申立人は、N県O市内のF社G営業所に勤務してい

たと主張していることから、オンライン記録により「F社G営業所」を含む名称の厚生年金保険の適用事業所を検索したところ、「F社G営業所」という名称を含む適用事業所及び類似の名称を持つ適用事業所は見当たらない。

また、申立人は、F社G営業所の事業主及び役員の名前及び連絡先について、不明としていることから、申立人に係る申立期間③当時の勤務状況及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について具体的な証言を得ることができない。

- 4 申立期間④について、当時、H社において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、存命中で連絡先が判明した8人に照会したところ、4人から回答が得られたものの、申立人に係る当時の勤務状況等について具体的な証言は得られなかった。

また、申立人のH社の退社日についての記憶は定かではなく、申立人の主張からも申立人の申立期間④における勤務実態を推認することができない。

- 5 申立期間⑤について、J社の役員に照会したところ、申立人は、中途採用者としての入社であったため、しばらくの間は試用期間として勤務しており、当該期間中、社会保険には加入していなかったものと思われる旨の証言が得られた。

また、申立期間⑤当時、J社において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、存命中で連絡先が判明した6人に照会したところ、3人から回答が得られ、そのうちの2人からは、入社後しばらくの間は、研修期間ということで社会保険には加入していなかったものと思われる旨のほか、健康保険証は入社してから12か月後くらいに受け取った旨の証言が得られ、事実、オンライン記録により、当該同僚の同社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、自身が証言する入社日の約1年後であることが確認できることから、当時、同社では、従業員全員を必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

- 6 労働局からは、申立人のD社E本社、F社G営業所、H社I本社及びJ社における雇用保険被保険者記録はいずれも無い旨の回答が得られた。

- 7 このほか、申立期間②、③、④及び⑤に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間②、③、④及び⑤に係る厚生年金保険料を各事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和36年11月1日、資格喪失日に係る記録を37年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月1日から37年4月1日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和36年11月1日から37年4月1日までの期間について加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、申立期間中、正社員としてA社に勤務していたので、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間にA社において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、存命中で連絡先の判明した同僚6人（申立人が名前を挙げた同僚を含む。）及び申立期間後の昭和37年10月15日に被保険者資格を取得した者のうち、存命中で連絡先の判明した同僚4人（申立人が名前を挙げた同僚を含む。）の計10人に照会したところ、6人から回答が得られ、そのうちの4人から、申立人が申立期間に同社に勤務していた旨の証言が得られた。

また、上記証言が得られた同僚のうち3人は、入社時より給与から厚生年金保険料が控除されていたものの、入社と同時に厚生年金保険には加入していなかったとしており、そのうち、申立人と同一職種の2人は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、自身が記憶する入社した時期の後の昭和37年10月15日に被保険者資格を取得していることが確認できるとともに、同日に被保険者資格を取得している従業員が約200人いることが

確認できる。

このことについて、前述の証言が得られた同僚二人のうちの一人は、昭和37年ごろ、A社の経理担当者が厚生年金保険料を控除しながら手続を行わなかったという不正な会計処理が発覚したため、同年10月ごろ、当時在籍していた従業員の資格取得の届出を一斉に行ったことを記憶しているとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社に勤務し、前述の同僚二人を含む多くの同僚と同様に、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る申立人と同一職種の従業員の記録等から判断すると、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失日も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所がこれらの届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所に対して、申立人に係る資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和36年11月から37年3月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和36年8月12日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月12日から同年9月12日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和36年8月12日から同年9月12日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、昭和30年4月1日に入社後、平成4年4月1日に退職するまで、A社に継続して勤務し、同社C支店に昭和36年8月に異動したと記憶しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

労働局に照会したところ、申立人のA社に係る雇用保険被保険者記録では、資格取得日が昭和30年4月1日、離職日が平成4年3月31日である旨の回答が得られたことから、申立人が申立期間中に同社に勤務していたことが確認できる。

また、B社から提出された人事記録及び申立人から提出された同社が発行した職歴証明書により、申立人は、昭和36年8月に、A社D支店から同社C支店へ異動したことが確認できる。

さらに、オンライン記録により、申立人と同様に、A社D支店から同社C支店へ異動したことが確認できる同僚一人の加入記録を調査したところ、厚生年金保険被保険者期間に欠落は見られない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社C支店に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和36年9月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は不明としており、このほかにこれを確認できる関係資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和39年5月1日、資格喪失日は41年4月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年5月から同年7月までを1万円、同年8月から40年7月までを1万6,000円、同年8月から41年3月までを2万2,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年5月1日から41年4月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた昭和39年5月1日から41年4月1日までの加入記録が無かった旨の回答を受けた。

申立期間当時、勤務していたことは間違いなく、厚生年金保険にも加入していた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

3 委員会の判断の理由

労働局に照会したところ、申立人のA社に係る雇用保険被保険者記録では、資格取得日が昭和39年5月1日、離職日が41年3月31日である旨の回答が得られたことから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが確認できる。

また、申立期間当時にA社において被保険者資格を有していた者のうち、連絡先の判明した同僚6人に照会したところ、4人から回答が得られ、そのうちの3人から、当時、申立人は正社員として勤務していた旨の証言が得られたほか、1人から、申立人は旧B村(現在は、C市)の中学の同級生と一緒に入社したことを記憶している旨の証言が得られ、申立人も同様の旨を主張している。

さらに、申立人から提出された厚生年金保険被保険者証により、申立人は、昭和 39 年 5 月 1 日に、厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を調査したところ、健康保険整理番号*番が欠落している上、*番については、申立人及び同僚が名前を挙げた前述の中学の同級生であり、被保険者資格取得日が昭和 39 年 5 月 1 日となっていることが確認できる。

また、上記厚生年金保険被保険者証に記載された厚生年金保険手帳記号番号と前記中学の同級生である同僚の同番号は連番となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する昭和 39 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、41 年 4 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が名前を挙げた前記中学の同級生である同僚のオンライン記録から、昭和 39 年 5 月から同年 7 月までを 1 万円、同年 8 月から 40 年 7 月までを 1 万 6,000 円、同年 8 月から 41 年 3 月までを 2 万 2,000 円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月1日から同年10月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた平成9年4月1日から同年10月1日までの期間に係る標準報酬月額が、遡及して大幅に引き下げられていることが判明した。この処理には納得できないので、標準報酬月額を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたところ、申立人が同社において被保険者資格を喪失した日である平成9年11月30日より後の11年3月4日付けで、9年4月1日に遡及して訂正され、9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

一方、申立人から提出された給与明細書により、申立期間における給与の額は、58万円であったことが確認できる。

また、申立人と同様に、遡及して標準報酬月額が訂正されていた者は18人存在することから、その全員及び申立期間当時の社会保険事務担当者に照会したところ、回答が得られた8人から、申立人は社会保険事務に関わっておらず、社会保険関連の決定権は、事業主にあった旨の証言が得られているとともに、申立期間当時、A社の経営状態は不振だった旨及び給与の遅配があった旨の証言が得られた。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る

標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 59 万円に訂正
することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和32年10月31日に、資格喪失日に係る記録を33年4月14日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、船舶所有者は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年10月31日から33年4月14日まで

年金事務所に船員保険の加入記録を照会したところ、A社所有のB船に乗船していた昭和32年10月31日から33年4月14日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。この期間は、C社から、A社に納品された器材の管理のため、A社に出張し、B船に乗船していたものであり、船員手帳で乗船が確認できるので、申立期間について、船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳により、申立人が、昭和32年10月31日から33年4月13日までの期間について、A社が所有するB船に乗船していたことが確認できる。

また、A社から提出された、「大型船員予備員原簿」に、申立人の名前が記載されており、保険等級欄に「12級」と記載されていることから、船員保険への加入が前提とされていたことがうかがえる。

さらに、申立人が、同時にC社からA社に出張したとして名前を挙げた同僚から提出された、「出張命令」において、乗船中はA社の一般職員と同等の身分とするとの記載及び「船員保険の個人負担分は会社が負担する」とする旨の記載があり、申立期間に係る出張については、船員保険への加入が前提とされていることがうかがえる。この点について、当該同僚は、保険料を会社が負担するとは、立て替える意味であり、下船時に船員保険料が一括して控除されたと証言している。

加えて、上記同僚は、申立期間中、A社において船員保険の被保険者となっていて、申立人の勤務について、同じ時期に乗船していたのであれば勤務条件は全く同じはずである旨及び申立期間当時、D船団は外国の港に寄港する関係で、船員保険の加入は必須であった旨の証言をしている。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたものと認められる。

また、A社から提出された、「大型船員予備員原簿」の申立人の欄に、保険等級「12 級」と記載されているとともに、申立期間と同時期に申立人と同条件でE船に出張乗船した同僚の標準報酬月額が2万 2,000 円となっていることから、申立人に係る申立期間の標準報酬月額は、2万 2,000 円（12 等級）とすることが妥当である。

なお、船舶所有者が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、仮に、船舶所有者から申立人の申立期間に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後被保険者資格喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考えることから、船舶所有者から申立てどおりの資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 32 年 10 月から 33 年 3 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、船舶所有者は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

茨城国民年金 事案 1021

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年1月

ねんきん特別便を確認したところ、昭和56年1月について、国民年金保険料の納付事実の確認ができなかった。

昭和56年1月30日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失後、A町役場（現在は、B市）において国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したはずであり、申立期間当時、婚姻していた元妻は、同期間の保険料が納付済みとなっている。

このため、申立期間について、保険料の納付事実の確認ができないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する年金手帳及び国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、申立人が国民年金強制被保険者となった日については、「昭和56年2月1日」と記載されていることが確認でき、訂正された形跡も見当たらないことから、申立期間については、国民年金被保険者資格を有しておらず、保険料を納付することはできない。

また、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 1022

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年2月から60年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年2月から60年2月まで

大学を卒業した昭和60年3月に、A市役所（現在は、B市役所）において、父と一緒に国民年金の加入手続を行った。

その後、20歳から23歳まで未納となっていた期間の国民年金保険料を一括して納付するよう案内が届いたので、郵送されてきた納付書により父がA市役所において納付した。

このため、申立期間の保険料の納付事実が確認できないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人が学生であることから任意加入期間であり、制度上、さかのぼって加入手続及び保険料の納付を行うことはできない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が国民年金に加入した時期は、年金手帳前渡し要求書により、昭和61年3月31日以降であることが確認できることから、この時点では、仮に、強制加入期間であったとしても、申立期間の過半については時効により保険料を納付できない。

さらに、申立人は、申立人の父が、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を後からまとめて納付していたと主張しているが、申立人自身は国民年金の手続に直接関与しておらず、申立人の父も既に他界しているため、具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から47年3月までの期間、51年4月から52年3月までの期間、53年4月から同年9月までの期間、59年4月から60年3月までの期間及び平成5年4月から10年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から47年3月まで
② 昭和51年4月から52年3月まで
③ 昭和53年4月から同年9月まで
④ 昭和59年4月から60年3月まで
⑤ 平成5年4月から10年3月まで

各申立期間の国民年金保険料については、住宅が火災になって領収書等の書類は無いが、間違いなく納付した。

このため、各申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は申立人の元妻と連番であり、前の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、申立人は、昭和46年11月29日以降に、申立人の元妻と一緒に国民年金の加入手続を行ったものと考えられるが、この時点で申立期間①の一部については時効により保険料を納付することはできない。

また、申立人の元妻も、申立期間①を含む国民年金の加入手続をした時点で20歳までさかのぼって被保険者資格を取得した昭和41年2月から49年3月までの期間、申立期間②、③及び④については、申立人と同様に保険料が未納である。

さらに、国民年金被保険者台帳(特殊台帳)及びA市の国民年金被保険者名簿により、昭和55年12月8日に、53年10月から55年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できるが、この時点で申立期間③については、時効により保険料を納付することができない。

加えて、オンライン記録により、昭和 62 年 12 月 24 日に、60 年 10 月から 61 年 3 月までの保険料を過年度納付していることが確認できるが、この時点で申立期間④については、時効により納付することができない。

その上、申立期間⑤を含む、厚生年金保険被保険者期間（昭和 63 年 12 月から平成 8 年 11 月までの期間）については、国民年金の被保険者となることはできず、国民年金保険料を納付することができない上、国民年金被保険者期間については、保険料を一緒に納付したと主張する申立人の妻も保険料が未納である。

また、申立人の妻は、国民年金の加入手続及び保険料の納付については、申立人が行ったと主張しており、自らは国民年金の手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人は、既に他界していることから、国民年金の加入状況及び各申立期間の保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間①、②及び③の保険料が、特例納付により納付した事情は見当たらないほか、申立期間④及び⑤については、特例納付制度は存在しない。

加えて、各申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに各申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が各申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から同年9月までの期間及び55年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年4月から同年9月まで
② 昭和55年7月

社会保険事務所（当時）で納付記録を確認したところ、昭和53年4月から同年9月までの期間及び55年7月について、国民年金保険料の納付事実の確認ができなかった。

両申立期間については、父が、A町役場（現在は、B市役所）において国民年金の加入手続を行い、納税組合を通じて家族全員の保険料を納付してくれていたはずである。

このため、両申立期間について、保険料の納付事実の確認ができないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の保管する年金手帳により、申立人が国民年金強制被保険者となった日については、「昭和55年8月1日」と記載されていることが確認でき、訂正された形跡も見当たらないことから、両申立期間については、国民年金被保険者資格を有しておらず、保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立人の父が、国民年金の加入手続を行い、両申立期間の保険料を納付したと主張しているが、申立人自身は国民年金の手続に直接関与しておらず、申立人の父も既に他界しているため、両申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人の保管する年金手帳には、「昭和55年11月27日納付書送付済」と押印され、国民年金被保険者資格取得年月日については「昭和55年8月1日」と記載されていることが確認でき、事実、申立人は、同年8月以降の保険料をすべて納付していることから、当該納付書は、申立期間②直後の55年8月以降に係る保険料の納付書であると推認するのが自然である。

加えて、申立人が国民年金に加入した時期は、直前の任意加入者の国民年金手帳記号番号により、昭和 55 年 9 月以降であると考えられるが、申立人は、両申立期間の保険料を後からまとめて納付したことはないと主張しており、両申立期間の保険料を過年度納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

その上、両申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに両申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が両申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年9月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年9月から53年3月まで

昭和52年8月ごろ、A町役場（現在は、B市役所）において、母が国民年金の加入手続を行った。また、昭和50年9月から52年8月までの国民年金保険料については、母と一緒にA町役場において一度に20万円くらいを納付し、残りの保険料については、母が月ごとに納付した。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年8月ごろ、申立人の母がA町役場において国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人が国民年金に加入した時期は、申立人が所持する国民年金手帳及び前の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、厚生年金保険被保険者資格を喪失した54年4月8日以降と考えられる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和50年9月から52年8月までの保険料については、申立人の母と一緒にA町役場において一度に20万円くらいを納付し、残りの保険料については、月ごとに申立人の母が納付したと主張しているが、仮に、50年9月から52年8月までの保険料を過年度納付した場合の保険料額と大きく乖離^{かいり}している。

さらに、申立人の国民年金被保険者資格取得日は、国民年金手帳によれば昭和54年4月8日となっており、申立期間は未加入期間であり、同年4月以降の国民年金保険料はすべて納付されていることから、申立人は前述の加入手続以降に納付を開始したと推認するのが自然である。

加えて、別の国民年金手帳記号番号が払出された形跡はうかがえない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関係資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から53年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から53年9月まで
仕事を辞め、厚生年金保険被保険者資格を喪失したことから、妻が、昭和52年4月ごろ、国民年金の加入手続を行った。また、申立期間の国民年金保険料については、郵送されてきた納付書により、毎月、銀行に出向いて納付した。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失したことから、申立人の妻が、昭和52年4月ごろに、A市役所において国民年金の加入手続を行い、毎月、銀行に出向き、申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立期間当時申立人の居住地を管轄する社会保険事務所(当時)において払い出される国民年金手帳記号は「B」であり、申立人には現在の基礎年金番号である厚生年金保険記号「C」以前に国民年金手帳記号番号が払出された形跡は見当たらず、申立期間については、国民年金被保険者資格を有していなかったため、納付書が発行されることは無く、保険料を納付することができない。

また、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の保険料を納付したとする申立人の妻も、申立期間については国民年金の被保険者資格を有しておらず、本来、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失したことにより国民年金の加入手続を行った場合、申立人の健康保険の被扶養者であった申立人の妻も国民年金に加入することになることから、主張には不自然な点が認められる。

さらに、別の国民年金手帳記号番号が払出された形跡はうかがえない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関係資料(家計簿、確定申告書等)が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 4 月 1 日から同年 6 月 9 日まで
② 昭和 40 年 7 月 31 日から同年 11 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 40 年 4 月 1 日から同年 6 月 9 日までの期間及びB社（現在は、C社）に勤務していた同年 7 月 31 日から同年 11 月 1 日までの期間の記録が無かった旨の回答を受けた。

両事業所に勤務していたことは間違いないので、各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社から提供された労働者名簿から、申立人の雇入年月日が、昭和 40 年 6 月 9 日であることが確認できる。

また、A社から、申立人の申立期間①における勤務については確認できないほか、申立てどおりの資格取得・喪失の届出及び申立期間①に係る厚生年金保険料の納付については不明である旨の回答が得られた。

さらに、申立人は、同僚の名前を記憶していないことから、申立期間①当時、A社において被保険者資格を有している 12 人のうち、連絡先の判明した 9 人に照会したところ、3 人から回答が得られたものの、申立人の申立期間①に係る勤務状況及び厚生年金保険の加入について具体的な証言は得られなかった。

加えて、労働局からは、申立期間①に係るA社における申立人の雇用保険被保険者記録は無い旨の回答が得られた。

2 申立期間②について、C社から、当時の資料は残存しておらず、申立人

の申立期間②における勤務については確認できないほか、申立てどおりの資格取得・喪失の届出及び申立期間②に係る厚生年金保険料の納付については不明である旨の回答が得られた。

また、申立人は、同僚の名前を記憶していないことから、申立期間②当時、B社において被保険者資格を有している14人のうち、連絡先の判明した8人に照会したところ、6人から回答が得られたものの、申立人の申立期間②に係る勤務状況及び厚生年金保険の加入について具体的な証言は得られなかった。

さらに、労働局からは、申立期間②に係るB社における申立人の雇用保険被保険者資格記録は無い旨の回答が得られた。

3 このほか、両申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を両事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 1 日から 49 年 7 月 10 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、昭和 46 年 4 月 1 日から 49 年 7 月 10 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、申立期間中、A社に勤務していたので、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社に照会したところ、申立期間当時の書類が残存していないため、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の加入状況について確認できない旨の回答が得られた。

また、A社の取締役3人に照会したところ、1人から、申立人は、一度退職し、その後再雇用された旨の証言が得られた。

さらに、申立期間当時、A社に勤務していた者3人及び申立人が名前を挙げた2人の合計5人に照会したところ、4人から回答が得られ、うち2人から、申立人は、同社に勤務していたが、一度退職し、再雇用された旨の証言が得られた。

加えて、労働局からは、申立期間に係るA社における申立人の雇用保険被保険者記録が無い旨の回答が得られた。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 8 月 23 日から 47 年 9 月 5 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 46 年 8 月 23 日から 47 年 9 月 5 日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

しかし、私は、A社には、昭和 46 年 8 月 23 日から勤務していたと記憶している。

このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に照会したところ、申立期間当時の事業主は既に他界しており、関係資料も残存していないため、申立人の当時の勤務状況及び厚生年金保険料の適用等については不明である旨の回答が得られた。

また、申立期間中、A社において被保険者資格を有していた者のうち、存命中で連絡先が判明した7人に照会したところ、2人から回答が得られたものの、両人とも申立人について記憶しておらず、申立人に係る当時の勤務状況等について具体的な証言は得られなかった。

さらに、労働局からは、申立期間に係るA社における申立人の雇用保険被保険者記録は無い旨の回答が得られた。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年6月1日から26年7月31日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた昭和25年6月1日から26年7月31日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

申立期間当時、夫と一緒にA社に勤務していたことは間違いなく、厚生年金保険にも加入していた記憶があるので、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B県C郡D村E(現在は、F市)の「A社」に勤務していたと主張していることから、オンライン記録により「A社」を含む名称の厚生年金保険の適用事業所を検索したところ、該当する適用事業所は見当たらないほか、法務局から、申立人が主張する名称の法人登記は見当たらない旨の回答が得られた。

また、申立人が主張する所在地を管轄する社会保険事務所に照会したところ、類似の名称の事業所として、「G社」が、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所に該当していた旨の回答が得られ、同社会保険事務所から提出された同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の夫の加入記録(昭和26年2月1日資格取得、同年5月29日資格喪失)が確認できることから、申立人が、当時、勤務していた事業所は、「G社」であると推認できるものの、同名簿に、申立人の名前は無く、健康保険整理番号にも欠番が無い。

さらに、申立人は、申立期間当時、夫婦で同一事業所に勤務していたと主張しているが、申立人の夫は、昭和25年6月1日から同年7月31日まで、

H県I郡J村（現在は、K市）の「L社」に勤務していたこと及び26年2月1日付で、「G社」において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが、両事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる。

そこで、申立人の夫に照会したところ、申立人は「L社」に勤務したことはない旨のほか、自身が「L社」を昭和25年7月末ごろに退職し、「G社」に就職するまでの半年程度の期間については、夫婦共々、いずれの事業所にも勤務してなかった旨の回答が得られた上、「L社」に係る同名簿にも、申立人の名前は無く、健康保険整理番号にも欠番が無い。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 32 年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。
申立期間中、A社に勤務していたことは間違いないので、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間にA社に勤務していたことは、事業主及び同僚の証言により推認できる。

一方、申立期間当時、A社の代表取締役であった者に照会したところ、50年以上前のことであり、当時の書類は残存していない旨のほか、会計担当者も他界しているため、申立人に係る当時の勤務期間及び厚生年金保険の加入状況については確認することができない旨の回答が得られた。

また、申立期間当時、A社において被保険者資格を有している者のうち、連絡先の判明した 13 人（申立人が名前を挙げた同僚 2 人を含む。）に照会したところ、6 人から回答が得られ、そのうちの 2 人からは、数か月の見習期間があった旨の証言のほか、また、2 人からは、厚生年金保険にすぐには入れなかった旨の証言が得られ、事実、オンライン記録により当該者の加入記録を調査したところ、入社から厚生年金保険の被保険者資格を取得するまでに約 3 か月の期間があることが確認できる。

さらに、申立期間に係るA社における健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から 42 年 10 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた昭和 40 年 4 月 1 日から 42 年 10 月 1 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

申立期間中、A社に勤務していたことは間違いないので、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時にA社に勤務していたことは、事業主及び同僚の証言から推認できる。

一方、B社に照会したところ、申立期間当時の事業主及び事務担当者は他界しており、申立人に係る当時の勤務期間及び厚生年金保険の加入状況については確認することができない旨の回答が得られた。

また、申立期間当時、A社に勤務していた者のうち、連絡先が判明した5人（申立人が名前を挙げた同僚1人を含む。）に照会したところ、3人から回答が得られ、そのうちの1人からは、申立人は共同経営者であった旨の証言が得られ、事実、同社の閉鎖登記簿謄本からも申立人が取締役であったことが確認できるところ、B社の取締役であった者からは、当時、取締役等役員は厚生年金保険には加入していない旨の証言が得られた。

さらに、労働局からは、申立人の申立期間に係る雇用保険被保険者記録は無い旨の回答が得られた。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事

業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 2 月 1 日から 38 年 2 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和 37 年 2 月 1 日から 38 年 2 月 1 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、A社には2回勤務し、昭和 37 年 2 月 1 日から 38 年 2 月 1 日の期間についても勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された失業保険被保険者資格取得届の控えにより、申立期間の一部の期間について、申立人が同社に勤務していたことは確認できる。

一方、A社に照会したところ、申立人の申立期間における勤務については確認できないとしているほか、当時の社会保険担当者等は既に他界しているため、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用について、詳細は分からない旨の回答が得られた。

また、申立人が名前を挙げた同僚及び申立期間に厚生年金保険被保険者資格を有していた同僚のうち、連絡先の判明した3人に照会したところ、1人から、申立人の名前には覚えがあるが、雇用形態等について詳しくは分からない旨の回答が得られたことを除いて、申立人のA社における勤務及び厚生年金保険加入について具体的な証言は得られなかった。

さらに、申立期間に係るA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月1日から27年6月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和24年4月1日から27年6月1日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、工業高校を卒業後、地元のA社に就職し、約3年間、同社に勤務をしていた。申立期間当時、当該事業所から健康保険証を交付された記憶があることから、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B自治体C町(現在は、D市)にある「A社」に勤務していたと主張していることから、B自治体D市を管轄する法務局に照会したところ、該当する名称の法人登記は確認できる旨の回答が得られた。

しかし、D市を管轄する年金事務所からの回答によると、旧C町及びその近隣において、「E」という名称の厚生年金保険の適用事業所は存在しない。

また、オンライン記録により、「E」を含む名称の厚生年金保険の適用事業所を検索したところ、17社存在することが確認できるものの、そのうち、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であった2社の所在地は、いずれも、B自治体内の事業所ではないことから、申立人が勤務した事業所とは考え難い。

さらに、A社の商業登記簿謄本において取締役として名前の記載がある者に照会したところ、申立期間当時の代表取締役は自身の父親であり、既に10年前に他界しているが、その父親が存命中であった当時の同社における社会保険等の加入状況について尋ねたところ、「社会保険には加入していない。」旨のほか、当時、自身は高校在学中であり同社に勤務しておらず、申立人の勤務状況等については分からない上、当時の資料は全て廃棄処分して

おり、残っていない旨の回答が得られた。

加えて、申立人が、申立期間当時、一緒に勤務していたと主張する同僚一人について、オンライン記録により、氏名検索を行ったところ、同人と思われる者が一人該当したが、A社における厚生年金保険被保険者資格の記録は確認できない上、その者は、既に他界していることから、申立人に係る当時の勤務状況等について具体的な証言を得ることができない。

また、申立人は、自身が勤務した事業所の名称について「F社」であったかもしれないと主張していることから、申立期間当時、申立人が勤務地であったと主張しているB自治体C町においてG業を営んでいたF社に照会したところ、同社は、創業当初から事業所名がF社であり、A社とは経営主体が違う旨の回答が得られた上、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿に申立人及び申立人が名前を挙げた同僚の名前は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も見られない。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 11 月 1 日から 31 年 9 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社B工場に勤務していた期間のうち、昭和 29 年 11 月 1 日から 31 年 9 月 1 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

申立期間当時、勤務していたことは間違いなく、厚生年金保険にも加入していた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、C市D区Eの「A社B工場」において、F製造の業務をしていた旨を主張していることから、オンライン記録により「A社B工場」を検索したところ、該当する適用事業所は無い。

また、申立人は、申立期間直前の期間である昭和 29 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日まで、A社における厚生年金保険被保険者資格を有しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人と同様に、同年 11 月 1 日付けで、同社における被保険者資格を喪失している者が 5 人いることが確認でき、オンライン記録により、当該同僚 5 人は、30 年 3 月 1 日に、G社（新規適用年月日：昭和 30 年 3 月 1 日）において被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、G社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、上記同僚 5 人の名前を確認できる上、同社の事業所所在地（D区H町）及び業種（F製造業）が申立人の主張と一致しているほか、同社の事業主名とA社の事業主名が一致していることが確認できるものの、同名簿に申立人の名前は無い。

加えて、申立期間当時、A社及びG社において被保険者資格を有していた者のうち、連絡先の判明した同僚 5 人に照会したところ、3 人から回答が得られたものの、申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険の加入に関する具体

的な証言は得られなかった。

また、I社（平成元年3月6日にA社から商号変更）の社会保険担当者に確認したところ、申立期間当時の資料が残っていないため、申立期間について確認することができない旨の回答が得られた。

さらに、G社は既に適用事業所には該当しなくなっている上、事業主も他界していることから、申立人に係る申立期間当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用について照会することができない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 840

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 9 月 15 日から同年 10 月 14 日まで
② 昭和 49 年 2 月 27 日から同年 4 月 14 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A自治体のB社（現在は、C社）に勤務していた期間のうち、昭和 48 年 9 月 15 日から同年 10 月 14 日までの期間及びD県のE社に勤務していた期間のうち、49 年 2 月 27 日から同年 4 月 14 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、両申立期間中、それぞれの事業所に勤務していたことを記憶しており、加入記録が無いのは、両事業所の総務担当者の届出の誤りではないかと思うので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、C社から提出された申立人に係る「勤務記録表」（写）により、申立人の同社における退職日は昭和 48 年 9 月 14 日であることが確認できる。

また、C社から提出された昭和 48 年 8 月 27 日作成の「B社本社社員名簿」（写）では、申立人の名前が記載されており、在籍が確認できるが、同年 9 月 25 日作成の同名簿（写）では、申立人の名前は無く、申立期間①における申立人の在籍を確認することはできない。

さらに、申立人のB社に係る雇用保険被保険者記録によると、申立人は、昭和 48 年 4 月 2 日に資格取得し、同年 9 月 14 日に離職していることが確認でき、申立人の厚生年金保険被保険者記録と一致している。

加えて、申立人に係る戸籍附票によると、申立人は、昭和 48 年 9 月 23 日に、住民票をA自治体F市からD県G郡H町に移していることが確認できる。

また、申立期間①にB社において厚生年金保険被保険者資格を有し、申立人と同じ課で勤務していた同僚のうち、連絡先の判明した二人に照会し

たものの、申立人の申立期間①における勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

- 2 申立期間②について、申立人のE社に係る雇用保険被保険者記録によると、申立人は、昭和48年10月15日に資格取得し、49年2月26日に離職していることが確認でき、申立人の厚生年金保険被保険者記録と一致している。

また、E社は平成20年3月に破産倒産しているため、倒産時の代表取締役等に照会したところ、自身の代表取締役就任時（平成16年）には、既に、申立期間②当時の書類は残存していなかったとしており、申立人の申立期間②における勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

さらに、E社の破産管財人を担当した弁護士に照会したところ、同社に係る賃金台帳等の書類は無いとしており、申立人の申立期間②における勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する具体的な関連資料等は得られなかった。

加えて、E社の親会社であるI社に照会したところ、E社に係る書類は一切無いとしており、申立人の申立期間②における勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

また、申立人が名前を挙げた同僚のうち、存命中で連絡先の判明した一人に照会したところ、申立人に対する記憶は全く無いとしており、申立人の申立期間②における勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

- 3 このほか、両申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を両事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 5 月 1 日から 38 年 8 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A機関に勤務していた昭和 34 年 5 月 1 日から 38 年 8 月 1 日までの期間について、健康保険の加入記録については確認できるものの、厚生年金保険の加入記録については確認できないことが判明した。

私は、A機関に臨時雇用の職員として、昭和 34 年度については6か月ないし7か月間、35 年度以降については年間を通じて勤務し、健康保険にも加入をしていた。

健康保険と厚生年金保険は一体であるものと考えていることから、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A機関に勤務していた同僚が、申立人について、申立期間当時、臨時雇用の定期作業員として勤務していた旨の証言をしていること及び同僚から提出された「A機関組合員名簿」（昭和 36 年 6 月 23 日現在）に申立人の名前が記載されていることから、申立人が申立期間当時に同機関に勤務していたことは推認できる。

一方、申立期間に係るA機関における社会保険の適用について、同機関に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、昭和 34 年 5 月 7 日に新たに適用となった事業所（以下「B事業所」という。）及び 29 年 4 月 1 日に新たに適用となった事業所（以下「C事業所」という。）の二つの事業所が確認でき、このうち、C事業所については、厚生年金保険の適用年月日及び登載されている者の厚生年金保険手帳記号番号も記載されているところ、B事業所については、双方とも記載が無く、健康保険の整理番号等だけが記載されていることから、B事業所については、健康保険のみの適用の事業所であったと考えられる。また、申立人はB事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に登載されていることから、申立期間当時、申立人については健康保険のみ適用されていたものと推認できる。

また、A機関の事業を引き継いでいるD機関に照会したところ、申立期間当時、A機関に勤務していた職員に係る厚生年金保険の適用については、強制適用の取扱いに属する者（事務関係作業員及び事業関係の基幹作業員）と任意包括適用の取扱いに属する者（強制適用の取扱いに属する者以外の者で、本人の意思により厚生年金保険に加入させていた者）とで、区分して取扱いをする旨の通達が発せられており、同機関においても、上記通達を踏まえた上で、臨時雇用の職員に係る厚生年金保険について取扱いをしていた旨の回答が得られた。

さらに、申立期間当時、A機関において労務担当をしていた職員からは、臨時雇用の職員から厚生年金保険に加入する同意が得られなかったため、当時、同機関においては、大多数の者が厚生年金保険に加入していなかった旨の証言が得られた。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 842

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 1 日から 44 年 2 月 15 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社又はB社に勤務していた昭和 42 年 4 月 1 から 44 年 2 月 15 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

しかし、私は、勤務していた当時、事業主から「60 歳になったら年金をもらえるようにしてやるからな」と言われた記憶があり、事業主が厚生年金保険に加入させてくれていたはずである。

このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が主張する所在地（C 県 D 市 E 区）に「A 社」及び「B 社」という名称の法人は登記されておらず、オンライン記録においても、同所在地に該当する厚生年金保険の適用事業所は見当たらない。

また、労働局に照会したところ、「A 社」及び「B 社」という名称の雇用保険の適用事業所は無い旨のほか、申立期間における申立人の雇用保険被保険者記録は無い旨の回答が得られた。

さらに、申立人が「A 社」又は「B 社」の申立期間当時の事業主として名前を挙げている者は、既に他界しているため照会することができない。

加えて、申立人が名前を挙げている同僚 3 人は、連絡先が不明のため、照会することができない。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年11月30日から23年4月30日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和22年4月1日から23年4月30日までの期間のうち、22年11月30日から23年4月30日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

昭和22年4月1日から23年4月30日までの期間、A社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された辞令の写しから、申立人は、昭和22年4月1日から23年4月30日までA社(昭和22年11月30日から23年3月31日まではA社B事務所駐在)に勤務していたことが確認できる。

一方、A社は、昭和23年8月14日に、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなるとともに、解散しているほか、申立人が同社B事務所の同僚として名前を挙げた4人は既に他界しているため、申立人に係る申立期間当時の厚生年金保険の適用について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、前記の同僚4人のうち2人は、申立人と同様に、昭和22年11月30日に被保険者資格を喪失していることが確認できる上、申立人が同社B事務所の事務担当者であったとする同僚1人の氏名は見当たらない。

さらに、申立期間当時のA社の経理事務担当者は、「B事務所の職員数は2人ないし3人がほとんどで、厚生年金保険の適用事業所となる5人以上の事務所は少なかった。」としている。

加えて、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）においても、申立人は昭和22年11月30日にA社の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 844

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年3月から26年8月5日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和24年3月から26年8月5日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

申立期間中、A社に勤務していたことは間違いないので、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時にA社に勤務していたことは、申立人から提出された賞状（B組合が表彰）の昭和27年5月5日の交付年月日及び勤務3年の記述により推認できる。

一方、A社において、昭和20年代に健康保険及び厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚のうち、存命中で連絡先の判明した者7人に照会したところ、全員から回答が得られ、そのうち、高校卒で正社員として入社した同僚1人から、販売に携わる者はすべて中学校卒の者で2年ないし3年は見習期間があり、当該期間中は社会保険に加入できなかった旨の証言が得られた。

また、上記証言が得られた同僚のうち、3人からは、見習いとして入社し、その後、正社員になった旨の証言が得られた。

さらに、閉鎖商業登記簿謄本により、A社は昭和39年5月8日に解散していることが確認できるほか、同謄本に記載のある代表者はすでに他界しており、申立人に係る申立期間当時の状況について証言を得ることができない。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚3人のうち、2人は他界しており、また、1人は連絡先が不明のため、申立人に係る申立期間当時の状況について証言を得ることができない。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された

事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 38 年 11 月まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 37 年 4 月から 38 年 11 月までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、A社に、妹と同時期に就職し、同時期に退職した。勤務期間が同じである妹には厚生年金保険の加入記録があるにもかかわらず、私に加入記録が無いことに納得がいかない。

このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社において厚生年金保険被保険者資格を有する複数の同僚の証言から、勤務期間は不明であるが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

一方、申立期間当時のA社の事業主は、既に他界しているため、申立人に係る厚生年金保険の適用に関する具体的な証言を得ることができないほか、当時、同社において社会保険事務を担当していた者に照会しても、申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

また、前述の社会保険事務担当者は、「申立期間当時、兄弟姉妹で勤務していた者が複数組いた。」としており、当該担当者から名前の挙がった申立人以外の姉妹に照会したところ、当該姉妹の勤務は推認できるが、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できるのは当該姉妹の妹の名前のみであり、姉の名前は無い。このことから、A社では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚及びA社において申立期間に厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、連絡先の判明した4人に照会したものの、申立人の厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

加えて、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当してから該当しなくなるまでの期間に係る同社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も見られない。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。